

私たちの墓地を守る会第24回定期総会議事録

令和5年6月3日 於：戸塚公会堂（発言者の敬称は略させて頂きました）

古屋 本日は、天候を心配しておりましたが、お足元、悪い中、お出掛けされた方も多いかと思いますが、ご参集くださりましてありがとうございます。お待たせいたしました。お時間がまいりました。私、本日の司会を務めさせていただく幹事の古屋でございます。議事進行に、ご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、皆さまご存じのとおり、新型コロナ感染予防の各種制限が自主判断となりましたが、マスクの着用と1人置きの着席をお勧めいたします。加えまして、役員などはマスク着用のまま、説明などをさせていただくことをご容赦ください。また、ホール内での飲食は禁止となっていますので、ご注意ください。加えて、携帯電話やスマートフォンについてはマナーモード、もしくは電源をお切りくださるよう重ねてお願いいたします。それでは、ただ今より、第24回私たちの墓地を守る会、定期総会を開催させていただきます。初めに、佐伯代表から開会のあいさつをさせていただきます。佐伯代表、お願いいたします。

佐伯 どうも、こんにちは。本当に悪天候の中、あるいは昨日の暴風雨の中では、とてもきょう総会が開かれるかどうかというふうな、ご不安もあったかと思います。そして、また午前中はまだ雨でしたので、ご家族のほうからきょうの総会、行くななんていうふうに止められた方もおられるかもしれませんが、よくお越しいただきましてありがとうございました。舞台裏、話しますと、ここの公会堂も隣の柏尾川の氾濫があった場合は、ここは閉館のままということで、開催も若干、昨日は危ぶまれた状況だったんですが。幸い、12時から会館も開けていただくことになりまして、総会が開かれるようになりました。本当に悪天候の中、ありがとうございました。そういうこともありまして若干、参加者の数も少なくなりましたが、ぜひ最後まで活発な議論をさせていただきたいというふうに思っております。

この総会も24回、四半世紀になるわけですが、平成11年に認可の取り消しをされて、事実上、墓地の倒産というふうな前代未聞の事態になってその中で、建墓者の権利をどう守っていくのか、立て直しをどうしていくかというふうな形で、この守る会が作られたわけですが。それ以来、24回にわたって総会を開いて、何とか今日ようやく、墓園の再生がついに9割方、実現する運びとなって。本総会はそういう点では、昨年もしや、昨年は今回の総会で、正常化ができたよという報告ができるかなというような話をしたんですけれども、今年の総会において、それが実現しませんでしたけれども。現在の、清算人のほうの手続きについて、かなり着実に進んでおります。

これは後ほど、顧問弁護士のほうからも、今後の展開については詳しく説明させていただきますけれども。昨年、5月の23日に再生協議会が107回目、再生協議会というのは市と清算人と、それから守る会との間で話をしましたのですが。その中で今、新しい法人に移行する一番の問題というのが、横浜市の財務状況審査会という所で、墓地の経営が健全にできるかどうかという審査をしている。それが、今年の3月と5月に2度、審査会が開かれました。2度目の審査会で、ほぼその審査説明等は終わっておりまして、あとは審

査会のほうで判断を出すというふうな状況になっております。そうなりますと、この一番の、難関の財務状況審査会の審査が通ることになりますと、あとは、後で黒澤弁護士の方からも話がありますけれども、段取りとしてはかなり、若干の時間はかかりますけれども、スムーズに再生ができていくという、新法人のほうに移行していった、正常な形で墓地運営ができるだろう。今の、われわれの希望的な見通しとしては来年、今年度、平成6年の3月の末ぐらいまでには新法人のほうに移行して、墓地の経営が進んでいくのではないかと、いうふうなことで考えております。

ただ、新しい法人のほうに移ったっていうふうなことであっても、これは再生の始まりみたいなものなので、健全な形で墓地経営が進んでいくかどうかというのは、それからまた先、ずっと新法人の経営に関してわれわれのほうも監視と支援、指示をしていかなきゃいけないというふうなことになろうかと思えます。それも数年の、先の話になっていくかなというふうに思っておりますけれども、新法人に移ってからの、建墓者の権利関係や何かについての問題については、これも小花卉弁護士のほうから後ほど、詳しく説明させていただきたいというふうに思っております。

きょうは参加者の数もそれほど多くありませんので、できれば皆さんがたのほうからの意見や、あるいは疑問や質問というのをぜひ出していただいて、1人何分なんて制限もないような、あるいは1人1問でなくてもいいような形で、意見交換会ぐらいの形で、きょうの総会は進めていければというふうには思っております。

あと、本当に今年度中に移行するというふうなことになるためには、これから一層、皆さんがたの力を借りて一丸となって、役員のほうも活動を進めていきたいというふうには思っておりますので、皆さんがたのご協力を、ぜひよろしくお願いいたします。そして本日の総会においても、活発な意見を出していただいて、それを踏まえて今後の活動を進めていきたいと思っておりますので、本当にきょうは悪天候の中ご苦勞さまでしたが、最後までよろしくお願いいたします。

古屋 それでは、ただ今より議長を選出させていただきたいと思えます。私どもはこの1年の活動状況などにより、議長は会計の澤田に、と考えております。皆さまから別の方とのご意見があれば賜りたいと思えますが、いかがでございましょうか。

(拍手)

古屋 ありがとうございます。それでは、澤田に議長を務めてもらいます。では澤田様、お願いいたします。

澤田 ただ今、ご推薦いただきました澤田と申します。よろしくお願いいたします。まずは、着席させていただきます。それでは早速ですが、皆さまのお手元に届いていらっしゃるはずですが、第24回の定期総会議案書というものの、これを基に議案を進めてまいります。よろしくお願いいたします。それともう一つ、受付の所でこの青い書類を皆さん、こちらからお配りしましたので、これも一番、最後の冒頭にお話し申し上げますので、よろしくお願いいたします。では早速ですが、失礼、私も慣れてないです。まず、第23回定期総会のきょうの出

席、皆さま悪天候の中、いろいろありがとうございます。この総会を通じて、会員の皆さまの理解と絆を一層強め、墓地再生への道を強く進めていくように考えております。それに先立ちまして、総会議案書の議事を、まず令和4年の活動報告ということの予定になっておるんですが、これを先ほど申し上げました、まず、この話からさせていただきたいと思います。

これは、清算人が墓地の再生ということで、一般社団法人と公益法人認定を得られるよう、まず活動してきました。そして一般社団法人、これは出来上がったのですが、公益財団法人認定、こちらのほうを強く推し進めてきたんですけども、認定をいただくためにはいろんな書類が必要になります。その書類作成に手間取りまして、前年度末という意味での今年の3月までに、その財団を作り上げるという予定ができなくなったわけです。それに対して、私たちの墓地を守る会が今後の流れをどのように進めていこうかということ、顧問弁護士、黒澤先生からお話をさせていただきたいと思います。すみません、話、長くなりまして。ということで黒澤先生、よろしくお願いいたします。

黒澤 ただ今、紹介いただきました顧問弁護士、黒澤です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、今後の流れと課題という表題で今、清算人が進めている、澤田議長が今ご紹介いただきました内容をパワーポイントでご説明いたします。

今、清算人のロードマップの、全体の枠組みですが、現在は清算人において新たな公益財団法人を作る、一応、今、公益って付く前のただの一般財団法人は既にできています。公益財団法人を作り、次が墓地の経営許可を得るということになります。最終的には経営を引き継いで今、清算人がやっている日本墓園の形から違う、新しい公益財団法人の形に生まれ変わると、こういうことになります。具体的には、こちらのフローになります。まず、皆さんから向かって左側が公益財団法人を作るための手順が1、2、3、4、5と並んでいます。見にくい方は、きょうお配りしている紙のほうでも大丈夫です。それから、右側が墓地の経営許可、墓地を経営してもいいよっていう許可を、横浜市から取るための手順が1、2、3、4、5と書いてあります。

現状で、公益財団法人になるための手順としての1番、2番、事前の準備をして一般財団法人を設立する、ここまでは終わっていて。次は、4番目の公益認定申請、神奈川県、公益認定と審議会という所で、ちゃんとそこでお墨付きをもらって、そこでOKをもらわないといけないんですが、そのための今、事前準備の3番の段階にいます。それが公益財団法人になるための手続きです。右側の、墓地経営許可の流れでいきますと横浜市との関係ですが事前準備、ここでだいぶ手間取りましたというのは、先ほど澤田議長からもご報告いただいたところです。いろんな資料を清算人のほうで、主に現況の、今のお墓どうなっていますか、いろんな図面とかあるいは計算上の裏付けとか、いろんな物を用意していました。それを終えて今、丸2番の財務状況報告、これが財務状況審査会といって、清算人いわく日本で一番、横浜市が墓地経営許可を取るのには手続きが厳しいって言うんですけども、その中でも目玉となっているのが、この財務状況審査会という所で、墓地の健全経営ができるためのちゃんとした資料がそろっているかというのを、かなり細かく審査します。これに関して横浜

市の、実際の審査会で2回、会が開かれて、その中で既に今回の横浜霊園に関しての、財務状況のチェックが行われたという状況です。一番、直近は5月の中旬に審査会が開かれて、その後、特に追加の宿題は出されていないということだそうでした。追加の宿題がないということは、このままいくと審査会は合格ということで、次の3番にいけるのではないかと、現状はこういうところまで来ています。一応、今、審査中ということになっています。

ただ1個、清算人から断られたのが右側にありますが。この後、何をやるかということと事前協議といって、例えば建築課とかいろんな課にチェックをしてもらうんです。その課の中で、横浜市が新たにもっと詳しい図面を、現在の物を建築さんにちゃんと作ってもらってくださいなって言われると横浜霊園、全体をもう一回、測って、全体の区画がどうなっているとか、さまざまなものを作っていかなきゃいけないので。もし、そういうものが必要になると、大幅に遅れる可能性もあるというふうに一応、留保はされています。だからもし、そういう要求が、そんな要求されると皆さんの手続きも遅れてしまうので、横浜市には柔軟にやってくれっていうのを守る会から伝えていまして、それで横浜市がこの段階でうるさいことを言わずに事前協議を進めてくれれば、その後の3番、計画説明。それから、ここ一定の時間がかかるんですけども、一定の時間が過ぎていくと墓地等許可申請、4番、申請があってから横浜市が丸5番で許可を下ろすと。こういうところまで順調に進んでいくのではないかと、こういうお話です。順調に進めば2024年の3月、来年の3月までに許可の見込みがあるのではないかと。

そうなるとその後に、今度は建墓者の皆さまへ、新法人が墓地の許可を得られるということとを前提に説明会をまた開いていって、皆さんとの新規の契約、今後のお墓の契約についてどうするか、あるいは経営をどうするか。また、前回の説明会よりも踏み込んだ内容で、説明会が実施されるのではないかと、こういうことになります。これと並行して、先ほど公益財団法人で見ました公益認定申請というほうも、さっき触れ忘れちゃったけれども。右側の今、丸2番、見ました、財務状況審査会。もしこれに合格すると、左側の丸4番、公益認定申請、この手続きをすぐ始められるということです。具体的には、横浜市の方も清算人に付き添って、神奈川県公益認定審議会の審議に入るためのいろんな説明をして、横浜市での状況を共有して、横浜市では許可を今、下ろしていく方向で進めているので公益認定申請のほうも進めてほしい。中身は今後の健全経営ができるか、あるいはちゃんと公平性が保たれているか、そういったところを公益認定申請のいくつか条件があるようなので、そういったところを合わせて説明していくということになります。

最終的には、左の5番と右の5番がほぼ同時に出てくる形になって、左の5番、公益財団法人が一応、許可になるところで、公益認定が下りるところで下りたら墓地経営許可、右側の丸5番、これが手続きとしては進んでいくと、こういうことになります。

ちょっと複雑ですが、大丈夫でしょうか。次のスライドにいきたいと思います。今、見たとおり、ちょっとおさらいをしますので、文字をざっと全部、出させていただいていいですか。横浜市の墓地経営許可手続きですが、こちらはどんどん進めていただいて、新設と同じ

ように厳格な手続きが必要です。しかし2番、財務状況報告、これは今ほぼ乗り越えた状況と見ていいと思います。その後は、い、う、と続きますが事前協議をして、標識設置計画説明のほう、通常の手続きをどんどん取っていくんですけども、最終的な墓地の経営許可に至る可能性が今かなり高くなっていますということです。併せて、神奈川県は公益認定申請手続きも進めているところなので、これらが来年の3月まで順調にいけばそろいますということです。

次、それで三浦のほうなんですけれども、三浦の墓地に関しては横浜市と違って、次のコマをお願いします。三浦市の場合は、霊園の経営の引き継ぎ手続きがかなり簡略化されているということです。要するに経営する人が変わるだけ、だから新設と同じような手続きは必要でないということです。なんですけど問題は、三浦の場合は借地なので、地主のスギタさんの関係で賃貸借契約が今、現在の日本墓園との間で成立しています。これが新しい法人ができたときに、スギタさんがどういう態度を示すか、新規契約をちゃんと結んでくれるのか、その場合の条件はどうか、こういったところがかなり大きな問題となるので、こちらは横浜霊園を先行させつつ三浦のほうを並行して清算人、協議していくそうなので、引き続き動向を見守ったほうがいいということになります。

次のスライドです。それから、横浜霊園の長期的な課題について少し述べておきたいと思っています。今、言った横浜市、神奈川県のチェックが入って、いろいろな手続きが進んでいくわけですが、その具体的な中身としてはかなり大規模な、霊園の現況と財産状況などを整理していきます。それから、時間がかかるのが危険箇所、それから違法箇所、こういったところの調査、確認。新法人になってからは、詳細な現況図も作って、そこをどうやって是正するんだってということを、横浜市のほうと協議していく必要が出てくるので、これは向こう何年にもわたって長期是正計画を立てて進めていくことになります。こういったところを、かなり厳しく確認しているんですが、少なくとも二つの場面です。今、取りあえず新しい法人ができる、できるだけ速やかにそこに移行する、ここまではできるだけスムーズにやってほしい、あまり時間をかけずにやってほしいという意味でいろんな問題、課題を少し棚上げにしても、移行を急いでくれというのがわれわれの守る会の立場ですし、清算人も基本的にはそういう姿勢です。ただその後、また長期的な問題はずっと残っていきますので、その辺りは今後われわれの引き継ぎの課題となります。こちら説明会ですけれども、先ほども申し上げたとおり、来年の順調に行けば3月以降に実施される可能性があるのも、今まで課題になっているところ、説明会の中でもしっかり見極める必要があると思います。お願いします。

最後ですけれども、横浜霊園の再生に対して、守る会の立場だけ簡単におさらいしておきます。基本的には、墓地の永続性と早期の再生、これをしっかり求めていくということになります。適切な経営基盤の確立が必要ということになります。それから、それと併せて早期に手続き進めていただくというのが皆さんの願いですので、これを引き続き訴えていくことになります。それから管理料の徴収です。こちらは安易に、管理料徴収を切り替えて行っている点に、皆さん強制的に応じてください何ていうやり方は許されないのですが、この後

また小花卉護士の説明がございます。基本的にはここは今後の、墓地の永続的な再生のためにどこまで費用が必要かというのが前提としてきちっと説明される、それが必要なので、そこをしっかりとまず見極めていく必要があると思います。最後です。できる限り建墓者に負担が生じないように求めています。最後が行政への対応です。今、言ったようなところを横浜市、神奈川県にもしっかりと伝えていって、早期の健全経営につなげる。こういうことで今、手続きのほう大きくは来年の 3 月までを一つの節目として進めていく、こういう状況にありますので、現時点でのご報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

澤田 ありがとうございます。それでは、小花卉護士よろしくお願いいたします。

小花 皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、弁護士的小花です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは現在と今後の課題、活動についてということで。先ほど、佐伯代表のほうからもお話ありましたし、今、黒澤弁護士のほうからお話ありましたが。今後、新しい法人に経営が移譲するに当たって、皆さんの権利関係がどうなっていくのかということをお話したいと思います。皆さんお手元、配ってないので画面、見ていただいて聞いていただければと思うんですが。こちら今、画面に映っているのは、実は去年のパワーポイントになってまして正直、権利関係ってそんな毎年、話が変わるわけではないので、基本的に皆さんの権利がどうなるかというのは同じ話になりますが、大事な話ですし複雑な話でもあります。ですし、1 年前お話ししたことについても、なかなか記憶が薄れているということもあると思いますので再度、確認という意味も含めてお話ししたいというふうに思います。

ご記憶の方はいらっしゃると思いますが、昨年、前半、辺りですか、清算人のほうから Q&A という形で、皆さんのお手元に資料が配られたというものと、あと今、日本墓園のホームページにも、質問と回答というタイトルで残っていると思いますが。清算人のほうが今後の再生に向けて、どういった権利関係になるのかということで質問と回答、Q&A 形式で回答しているんですが。それに対してこちらのほうの理解として、ちゃんと正確な理解をするための話になるという形になってますので、こちらもそれに合わせて Q&A 形式でまとめております。最初の Q&A に入っていきたいと思いますが、まず、新しい法人に経営が移行した場合、永代使用権はどうなるのでしょうかと、皆さんが墓地を使用していく権利、それがどうなってしまうのかということについて A ということで、墓地の永代使用権というのは破産手続きの開始や今、清算手続きやってますけれども、それによっても消滅はしないということになります。新しい法人に経営が移行したとしても、それで永代使用権が移行することによっては当然には消滅しないということになるかと思います。これは、新しい法人との間で管理契約を締結しなくても、永代使用権がなくなるということにはならないので、その点については注意していただきたいというふうに思います。まず、これが一つ目になります。

次の問いになりますけれども、新しい法人に経営が移行した場合、これまでの管理契約、皆さん多くの方が永代管理料ということで管理料を一括して払って、その後、年次の管理料を払わなくていいという契約をだいたい前に締結して、年次管理料を払っていないという方

も多くの方、占めているようなんですけれども。そういった契約を結んでいる方がどうかということを経営で問題になりますが、それについての問いと答えになっています。答えのほうですけれども、新しい法人への経営の移譲に当たっては、清算法人が有していた権利義務関係を、新しい法人にそのまま譲渡するというふうに考えられるので、管理契約についても新しい法人がそれを引き継ぐということになるのではないかとこのように考えております。先ほど申し上げた、清算人が作った Q&A が、第 1 の問いの 5 とか問いの 7 とか問いの 8 とか、第 2 の問いの 3 でこの辺りについて触れられているんですけれども。ちょっと読むと、永代管理料を払った人も強制的に年次管理料にされると、強制的に徴収されるような書きっぷりになっているんですけれども、中身よく読むと問いと答えがずれているような書きっぷりで、必ずしもそういうわけではないので、その点についてはご注意くださいというふうに思います。今、申し上げたように再生に当たって、今の清算法人が有している権利義務について、新しい法人に全てをそのまま引き継ぐと。例えば、石材品に対する保証の債務、毎年、払ってますけれども。それだけ引き継いで、皆さんに対する義務を引き継がないとか、そういったこれだけ引き継いでこれは引き継がないとか、そんな自分勝手に決めるということとはできないというふうに考えられますので、皆さんの契約についてもそのまま引き継ぐということになるのではないかとこのように思います。

ただ、今の清算人とか新しい法人については、先ほどからあります墓地の永続的な経営という観点とか、あと公平性ということをよく出してきましたけれども。県からの指導ということで、皆さんに年次管理料を収めていただきたいというふうに考えているようなので、全員と新しく契約を結び直すということで進めていくような考えのようです。そういった意味で、新法人との間で契約を結び直せば、それは当然、新しい契約が生きていきますので年次管理料を収めなければならないということになりますので。契約を結ぶに際しては、よくよく先ほど黒澤弁護士からありましたように内容を吟味して、契約を結ぶかどうかというのは十分に注意して判断していただきたいというふうに思います。

次の質問です。今のお話とちょっとかぶるんですけれども。私は永代管理料納入者ですが、強制的に年次管理料が徴収されるようになるのでしょうかというように、今お話ありましたとおり、あくまで個々の墓地利用者さまの理解と納得の上で、新しい法人との間で新規契約を締結して年次管理料を納入するということになるのかなというふうに思います。契約を新たに結ばない中で、永代管理料納入者から強制的に年次管理料を徴収するというのは、できないのではないかとこのように考えております。先ほど申し上げたように、今の権利義務関係を引き継ぐということになるので永代管理料、払いましたと年次管理料、払わなくていいですという契約になっている以上は、その権利義務関係がそのまま引き継がれるということで、強制的には徴収できないということになるのかなというふうに思います。先ほど申し上げたように、契約を切り替えてしまえば当然、それで年次管理料の義務が発生しますので、それで払わないということになると場合によって強制的に徴収されるという可能性がありますので、そこは注意していただきたいのと、現時点で年次管理料の契約をし

ている場合には当然、年次管理料の義務が生じるので、その点もご注意いただきたいというふうに思います。

次の問いは、私は永代管理料納入者ですが、年次管理料を支払う経済的な余裕がありません、年次管理料の変更を拒否した場合、何か不利益を被るのでしょうかということ。答えになりますけれども、新しい法人との契約を拒否したとしても、現在の契約が新しい法人にも引き継がれる、そういった意味では直接の不利益はないのではないかとというふうに思います。これは昨年も同じ説明したんですが、以前の再生協議会の中で清算人も説明していましたが、しゃくし定規に事を進めるということは考えていないと。全員が年次管理料契約に移行してもらいたいという考えには変わりはないんですけれども、そのために強制的に、強引に進めていくという考えではなくて丁寧に、皆さんにご理解いただくと、ご納得いただくように努力していくということを言っていましたので、契約を結ばないからって何か締め出すというようなことはしないで、いろいろと努力を尽くして説明していくということになるのかなというふうに思います。

ただ、直接的に不利益はないというふうに書きましたけれども今、申し上げる清算人としては全員の方に年次管理料を収めていただきたいという考えですので、例えば永代管理料のまま年次管理料を収めていない方には、何度もお知らせが届くとか場合によってそういった、事務所に来てくださいみたいな札が置いてあるとか、そういった意味での不利益、それが不利益になるか分かりませんが、そういった意味での間接的な不利益はあるかもしれませんということになるかと思います。

次の問いですが、私は永代管理料納入者です。年次管理料への移行について、ある程度はやむを得ないというふうに考えておりますが、いきなり年次管理料を全額、収めるのは厳しい、どのようにすればよろしいのでしょうかという問いになります。答えとしましては、新しい法人と契約した場合、年次管理料は原則、全額をお収めいただくこととなりますので、ご事情がある方については、新しい法人との会員契約を締結する前に、検討をしたほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。清算人が作っている Q&A についてですが、第 2 の Q4 とか、ここに書いてある Q5 というところで、Q4 というところで公平性という観点では、全額ということは難しいというような回答になってますが。Q5 では、墓地の面積が広い方などについては、減額する余地があるというような回答をしていますので、そういった意味では、事前に契約を締結する前に相談してみるということが必要になってくるのかなというふうに思います。ただ、あくまで新法人との間で契約を締結してしまうと、それは年次管理料を収めるという義務が発生してしまうので、減額してほしいというお考え、永代管理料の方が年次管理料でもいいということで、ただ減額してほしいという場合には事前に、新法人との間で協議をしてからのほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。ということで、私からは以上になるんですけれども、今後、新しい法人に経営が引き継がれるということで、今まではいつになるのかというようなことで多分、昨年も、先ほどありました、横浜市に書類を提出する準備がほぼ整っていて、間もなく提出されますというようなお話

をしていたと思うんですが。今年は本当に、既に提出されたということで、その審査ももう通りそうというような形になっていますので、いよいよ本格的に新しい法人に移行するという時期が近づいてきている状況だと思いますので、今の権利義務関係についても皆さんにとって、より具体的な話になってくるのかなというふうに思いますので、先ほど黒澤弁護士からもありましたけれども、清算人から今後、説明がされると思いますので、その辺りよく吟味していただいて皆さんのほうでも十分にご検討いただいた上で判断していただくということになろうかと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

澤田 ありがとうございます。お二人の弁護士の先生がた、分かりやすく非常にありがたい話ではなかったかと思います。ありがとうございます。続きまして、令和4年活動報告ということで、高森事務局長にお話を願います。よろしくお願いいたします。

高森 皆さんこんにちは。私は皆さまと同じように、横浜霊園に墓地を持っております。私はおやじとおふくろが買いまして、それを引き継いだという形だったんですが。随分、前に、四半世紀ですか、こういう状況になってあるときからお手伝いさせていただいております。皆さまと同じということで、お話をさせていただければと思います。それでは申し訳ございません、議案書の3ページ目をご覧ください。お持ちになっていない方いらっしゃいますか、もしあれば、お届けします。手を挙げていただけますか、お一人でしょうか、議案書は後ほどお持ちいたしますので、お待ちください。

それでは時間の関係もありますので、先にお話を申し上げます。3ページのかっこ1、令和4年の活動報告ということで、去年の12月末までという中身でございます。去年というのは、代表から皆さんとお話になりましたとおり何とか、清算人が申しているQ&Aとかそういうものは、きちっと利用者の権利を守ることになっているかどうかというところを一つ、大きな目標にしておりました。それからもう一つは、墓地等の経営許可これが下りなければ、再生が着手できないわけですから、それは何とか取ろうということで守る会も皆さまのご意向を従いながら、頑張ったということでございます。それが前半のほう、それから後半では実際に、どういう活動をやったということでは大変、昨年のご記憶にあるとおり、オミクロン株ひどい状況でしたけれども横浜市役所で日本墓園再生協議会という、横浜市役所とそれからそこに三浦市が加わるもの。それともう一つ清算人、それで私たち利害関係人です、要するに権利、持っているわけですから。ということで、その代表として守る会というこの3者が集まっているんな、もっと早くしてくださいよと、遅いじゃないですかと、どうしてそんなに書類を作るのに手間がかかっているんですかといったような話をしたり、建墓者の方から、いったん新しい法人になったとき契約を強制されるんじゃないかとか、そういったことに対して皆さまのご意見を反映させながら、この再生協議会という中で話をしております。

それから今度は、この清算人というのは監督をしているのは横浜地方裁判所なんです。裁判官が今の清算人、この間の去年とか、皆さまに新規業者説明会をやりましたけれども、そ

この席に座っているかたがたというのは、裁判所が指定した方なんです。清算業務をするということで指定された方。その人たちに清算人が、年に何回か報告をしなければならないわけです。こんな具合に今、進んでますと、何かご主張のことがありますか、そういう会議も私たちは皆さまの代表、利害関係人として参画をして、それが3回、審尋というものなんですけれども、参加をして意見を述べております。それから、私たちの役員会も9回、開催しております。それから半分から下になってまいりますけれども、三浦海岸公園墓地に関しては、地主さんとの問題が先ほどご指摘がありました。たまたま守る会の役員の中で、向こうの地主さんと接触できそうな人がいらっしゃったものですから、その方から何とか協力は得られないのかというようなことで、そういった接触もやらせていただきました。

いずれにしても、そういう努力をしたわけですが昨年末、12月までに何とか大きな目安が付かないかということで今、申し上げた再生協議会とか新理事で役員のかたがたが頑張りましたが、残念ながら昨年末ではうまくいきませんでした。それから今年の3月にも、何とかそこまで再生をしたいと、再生に着手したいということで頑張りました。これも残念ながら、昨年末ということでは達成できませんということでございます。いずれにしても、そんなことをやって昨年の12月までやりましたということでございます。それともう一つ、特筆して最後のところに書いてございますが会費、振り込みです。これは今なかなか郵便局で面倒くさいと、振込用紙、面倒だというお話がたくさんの方がいただいております。それをコンビニエンスの振り込み方式に変更いたしました。混乱するかなと、ちょっと心配したんですが、便利だというようなお話をいただいてスムーズにできましたので、これは大変ありがとうございました。

続いて次のページに移っていただいて、4ページです。どういったことを具体的に例えば再生協議会でやったかというような、あるいは審尋でどういう話をしたか、守る会の役員会でどんな話をしたかということは、簡単に要約して書いてございます。例えば4ページの、令和4年の4月19日、火曜の欄なんですけれども、日本墓園再生協議会、第102回ということで、清算人のほうから墓地利用者のQ&Aが完成したと。それから、日本墓園のホームページに掲載しましたと、それから管理事務所でご希望があれば配布をしますよというような報告がございました。それから三浦の借地料、非常に高い、地主の交渉は残念ながら中断しちゃってます。それと、財務状況報告というものをしなければいけないということから、必要な図面等の作成は確実に前進して、この時点では去年の1月は確実に前進していると言っていたんです。そういうようなことの要約でございます。これに関しては、P8ページに横浜市さんがお作りになった記録がございます。これを見ていただくと、どんな形で守る会、清算人が市に話をし、あるいは市からどんな回答があったか。あるいは、守る会がどういうことを皆さんの代表として申し上げているかというのが分かりますので、関心のある方はまたおいでいただければと思います。そういった形で5月12日の、次になりますが守る会の役員会、あるいは5月12日に地方裁判所の審尋。それから5月14日、去年も出ていただいた方が大勢いらっしゃると思いますけれども、守る会の定期総会が、前回に続いて

23 回目が開催されて皆さんからご承認をされた。それからあと、守る会の役員会というのがありまして、4 ページの右側の 8 月 2 日です。上申書提出ということは、横浜地方裁判所と清算人に、総会時に皆さんからご意見いただいた質疑の中の疑問点等を入れて、それから決議、それを入れてきちっと状況報告および書類の作成を促進してくださいというような要請をする、上申書というものを提出したのでございます。これも原文のコピーが、15 ページにございますので、またそれもお読みいただければと思います。

それから 9 月になって、また日本墓園再生協議会があつてこのときになりますと、少しかなり具体的になってきて、お墓 2 万 5000 基あるわけですが、その確定作業中だと。それから防災工事の内容とか移転先、違法箇所は最終的には何年先になるか分かりませんが移転させなければいけない。あるいは、緑地の中にもお墓が立っているのも、これも移さなければ再生にはならないということで、そういう検討をしていると。それから今、現在ご存じのとおりお墓の在り方が変わってくる、それから墓じまいをしたり、今のような形では管理が大変だということで、合祀墓とか納骨堂、あるいはガーデニング墓地といったようなものも今、新しい法人になったら作るということで、検討していると。それから先ほど申し上げた、地主交渉は守る会も協力するというような話。

あと、墓園の平成 3 年度の決算報告がございました。これは、そんな大きく今の状況では大きな黒字にはなりませんが、健全と言いましょか、黒字になって横浜信用金庫への 3 億円あった借金も、順調に返しているというような報告があつたわけでございます。同じように 5 ページ、6 ページとなっております。これはまた時間の制約もございますので、参考資料のページ数もナンバーも振っておりますので、ご覧いただければと思います。

それで 6 ページをもう一度、広げていただけますでしょうか。6 ページの上のところ、この資料を作る印刷をしたりする関係で、最終の役員会が 3 月 16 日にありましたと。それから今後の会議等の開催予定ということで終わりのとこに、本日 6 月 3 日の守る会定期総会というものがあるというような形になっております。その下に写真がございます。一番上の Y の写真が、これは再生協議会の様子でございます。左手が守る会でございます。それから右側が清算人、それと中央が横浜市と三浦市というこんな形で、いろんな会議、私たちの事務長としてのお話をしたりさせていただいております。それから真ん中は、役員会のこれは馬車道法律事務所、佐伯先生の事務所での役員会の様子でございます。それと下が今回の横浜の、第一霊園のお花屋の横にある守る会の掲示板が老朽化して危険になりましたので、建て替えをさせていただきました。その写真を載せさせていただいております。あと 7 ページは墓地の経営許可とか、あるいは違法箇所とか危険箇所ってどういうふうに断るか。あるいは何回か申し上げた清算人とは何かと、そういったようなものについて書いてございますので、何かお分かりにならないところあったらご参照いただければと思います。

それ以降 8 ページ、9 ページ、再生協議会の報告。それと続きまして、13 ページもそうです。それから 14 ページ、それで 15 ページに今年の 8 月 2 日に出た、先ほど一部、申し上げました上申書がございました。こういった形で清算人に対してあるいは、司法監督権を持って

いる裁判所に対して、こういった文書をお渡ししているというようなことでございます。以上、簡単ですけれども活動報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

澤田 ありがとうございます。それでは、今までの黒澤弁護士、小花卉護士それから高森事務局長の、三つのお話がありましたが、これについての質問を受け付けようと思います。その前に一言だけ、まず書記を選出しなければいけなかったんですが、その説明というかそのお断りで、電子媒体で記録をとっておりますので、その辺のご了承をお願い申し上げます。それと、質問をお話しくださる前に、まずお墓の区域、お分かりのように第一といえば横浜の第一霊園、第二はその第二のことです。それと三浦霊園、そこはもう第一、第二、三浦という表現で構いませんので、それもお聞かせ願いたいです。ですから、名前と区域と取りあえずはそれだけでいいのかな。それと同時に新型コロナの話なんですが、行政としては規制を緩めましたけれども、新型コロナという菌がまだ消滅したわけではないので、その辺は何とか皆さまのご協力いただき、マスクをしたままのお話だとか、そういったことをよろしく願いいたします。それでは質問を受けたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。お願いします。ちょっとお待ちください、マイクを持っています。

ワタベ 第一霊園でございます。

私、夫婦は2人で今、住んでおりますが、一人っ子の娘がうちから出ちゃったもので、わが家の継続者がいないんですが。その場合のお墓の、今は私が登録者になってますけど、そういう場合はどういう手続きが必要なのか一点、教えてください。それともう一点、ご存じのように今回、非常に多い雨がりましたが、第一の右側の、山の傾斜に作っているお墓、あそこはよそさまのあれだけど雨に耐えたのかどうか、そうじゃなくても前に、あそこ補修工事をやるってというようなことを記憶してたんです。それをしてあるから、今回の大雨には耐えられるという答えなのか、該当者がいればまた同じようなことを言うと思います。それともう一点、相対的に排水口が小さいんです。昨日からきょうにかけた雨で、排水が道路、流れればいいんだろうけど、そういうようなものもお金のかかることだったら、それによっていくらか出してくれって言うんなら、出さないとは言いませんけど、そこも今後のことを考えるとお金をかけて道らしい道を作り、排水をしてあげたほうが後世の人のために悩みが少なくなるんじゃないかなと。これ、素朴な疑問です。ありがとうございます。

澤田 ありがとうございます。まず一つ目が、後継者の問題という言葉でよろしいでしょうか。それと、2番目が俗に言う危険箇所、そういう呼び方の場所になると思います。3番目は排水口、これは単純に大雨、降ったときに道路にあふれて歩きづらくなるという、そういう意味合いでよろしいでしょうか。その辺も含めまして、黒澤先生。

佐伯 代表の佐伯です。娘さん1人で、承継どうするかという話がありましたが。今、墓地の継承者がいないというふうなことであちこちも結構、増えてはきているんですが。これは横浜霊園、独自の問題ではなくて、むしろ祭祀承継という葬儀に類似するもので、誰がご主人が亡くなったときに承継して、お墓もりをしていくかというふうなことになるので。それでその人が決まれば、名義変更の手続きをするというだけで別に問題はないとい

うことです。娘さんがお嫁に行きましたということであつたとしても、祭祀承継者になることはできるのでお嫁さんにする、あるいは奥さまが亡くなったときに娘さんに移るというふうなことなので。これは通常の法的な祭祀承継の問題として、法の手続きができるというふうには思いますので、ご安心していただいていいかなというふうには思います。

発言者不明：―― 誰も引き継がない場合は。

佐伯 誰も引き継がないというような、そうすると無縁物というふうな形で、それは墓地の、回収して結果、合同墓地のほうに入れるとかっていうふうな手続きもできないことはないと思います。

高森 それでもう一つの、雨だけど大丈夫かという、大変ご心配だと思います。これにつきましては、雨は大丈夫かという近くで崩れたというお話が今ございましたけれども、そこは横浜市との話し合いの中で、危険区域に入っているかどうかということなんです。危険箇所ということになっていると今般、新しい法人ができてそれから再生時着手ということになると、その危険箇所に対しては順次、すぐというわけにはならない、あるいは緊急性によってランクが付くと思いますけれども、安全なように工事をしていくということになるんだろうと思います。

ただ、あそこの所は皆さんご存じのとおり、木が生い茂ったりしてかなりたくさんそういうところに近い所もございますが。横浜市の見解も含めてなんですが、一般論としてあそこは鎌倉と同じように地盤が強い所なんです。、そのままになっている所がたくさんあるかと思います。そういう場所は全て、危険箇所というふうに横浜市が判断しているわけではございませんので、ワタベさんのお墓の位置がどこかによって、その辺は変わるかという。それから通常的な雨だったというか、本当に最近では災害が多いんで一概に、申し訳ありませんが一般的に言って、ものだったらば危険箇所でなければ一応、横浜市と清算人を見て、大丈夫だろうと言っている場所になるかと思います。

それから排水が悪いというのはご存じのとおり、ここができてから 50 年、半世紀がたっていて水道も大事なんです。水も飲み水になりませんし排水も悪い、道路も一部、舗装ができてない、悪くなっているとか。それから管理事務所も清算人のほうの話からすると、耐震性がないんだというような話で、建て替えが必要だということになっておりまして、聞いております。新法人になったら皆さまと新しい合意になって、もちろん強制はされませんけれども、そういうためにお金が必要だなということが理解されて、払われる管理料というのが増えたり、そういったものを使いながらそういったものを順次、変えていきたいというのが清算人の考え。それ自体に関しては、今まで申し上げたとおり強制的ではこれは違いますけれども、皆さんのお金の話、先ほどワタベさんおっしゃったとおりかかるものですから、できる範囲で納得の上だったらそういうところでやっていくと。どちらにしても新しい経営者、経営法人が経営許可、下りてから順次やっていくことになるのではないかと思います。

ただ、今、極端に自分のお墓の所は、水たまりできるという辺りがもしこの中で他の方でもおありになれば、それは今の問題ですから管理事務所にぜひお伝えいただければと思い

ます。それでもしできないことがあったら、また守る会に総合相談いただいても、私たちとして代表としてお話をさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

澤田 よろしいでしょうか。

ワタベ 分かったような分かんないような、もやもやです。

イサ 横浜第一のイサと申します。私、毎回この総会には出ておりまして、ここまでやっていただいた役員のかたがたに、本当にお疲れさまでしたということで、早ければ最終段階、ゴール、スタート台に立つというようなことで、数年前に墓園のほうからの説明会ということで一番、最後、問題になるのは管理料のことだと思うんです。ということは、さっきの質問の中でも管理料のことがほとんどの疑問点があるということで、この守る会は実際に今 1000 名足らず、1000 名、切ってるということで墓地の方が 2 万人ぐらいいらっしゃるということで。墓園のほうから、管理料というものについて負担がこのくらいある、あるいは永続管理料というのほうにうんぬんということもあったわけですけども。要は管理料の支払いというか、アップというかそういうのが今後、非常に再生する場合には重要課題になると思うんです。そういう中で守る会が、今これのメモを見ても管理料については上げることはまかりならぬとか、容易にはしてはいけないとかやってもいいとか、いろいろ出てきてるわけです。そういう中で、守る会としてどういう姿勢で最後いくのかということは、2 万人の中の 1000 人ということで、最後は墓園者のかたがたの判断になってくるんじゃないかなろうかということで、この管理料のことを徹底的に推していくと、再生するのがなかなか難しくなるというか、新しく法人、受ける人たちもちょうちょしていくんじゃないかなろうかというふうになると思うんで、管理料については墓園者のかたがたに、個々に任せるというふうで最後なろうかと思うんです。ということは 2 万人の中の 1000 人なんです、ここは。ですからあと 1 万 9000 人というのは関心があるのかないのか分からないですけども、どういうふうな考えであるのかというのも私も分かりませんし今後、毎年これからも総会、開いていくと思うんですけども、それが非常に重要な問題になってくるんじゃないかなろうかというふうに、私は懸念しているということで。ずっとここ参加しているんですけども、最後は管理料の問題になるんじゃないかなというふうことを懸念しているということを一言、申し上げておきたいと思います。以上でございまして。これについては何かご意見というか、ありますでしょうか。

澤田 ありがとうございます。多分、管理料というものに対し、守る会のほうで断定的に判断ができるのかという意味合いになるかと思いますが。

高森 ありがとうございます。今おっしゃるとおりなんです。会員というのが最初は 2500 人ぐらいの方が、この会に入っていちゃって今、実質的には 1000 人ぐらい。この 1000 人のかたがたの中でも、いろんなご意見があるんです。お金がかかるって誰も考えてみても、かかることは間違いのないわけです。今の言ったお墓の道もおかしいじゃないかと、しかも時代がたってきていますので、そのときどう考えるのかというのは守る会の中でも、役員の中

でも議論がございます。極端に言うと永代管理料というのは権利なんだから絶対、反対なんじゃないかと言った方もいらっしゃる。ですから、俺は永代管理料なんだから、一銭もそんなもの払う気はないんだと、契約違反だと、それは旧経営者であろうと清算人になったであろうと、それを清算人が引き継いでるんだから、それは清算人の責任じゃないかと、そういう意見も役員の中にもいらっしゃいます。

その辺も皆さんと議論してみると、確かに清算人は、決して私たち利用者に責任があるわけではないわけです。それから今、危険な箇所を買った方も当然いらっしゃいます。そこは、だって買った方は危険箇所だったなんてことは、誰も承知していない、いい場所だなどと思ってお買いになった。ところが、だんだん実態が分かってきたのが危険箇所だと、将来的には移転をしなければいけないというような話になってきたと。それについても、いろんなご議論があることは間違いございません。

そういう意味でいきますと、繰り返しになって申し訳ないんですが今の、会員のかたがたの中にも管理料、払うからきれいになったほうがいい、健全な経営をしてくれたほうがいいという方、あるいはもっと値上げしたっていいんじゃないかと、その代わりきちっとやってくれるならばというお話があることも事実です。そういう中で、本当に今おっしゃったご質問のとおり、じゃあ守る会はどういう立場なのかというところが非常に難しいところで、私たちも悩むところ。今、私たちのある立場というのは基本的に、むしろよく言ってくださった、話のとおりで権利はあるんですから強制はするなと、強制したってそれができるはずがないしやってはいけないと。だからそれは、清算人にも続けて言っておりますけれども

ただ個々の方、契約というのは残念ながら守る会でやっているわけではないです。皆さん個人、個人が利用契約というのはやってらっしゃる、最終的に私たちも守る会だから、こうしようとか多数決でこうだとかというのは、それは無理があるし、やるべきではないということ。まさにおっしゃるとおり、そこについては個々の判断にお任せをします。ただもし、先ほども佐伯先生もお話し申し上げましたし、小花先生もお話しなさったとおり、強制はないよと。それから、前回の清算人の説明会でも確か今、考えている管理料はこのぐらいの値段ですということを説明したかと思います。そのときも確か、近辺の墓園を調べてみて妥当というか一般から、その辺から比べれば安い金額と言うと語弊があるかもしれませんが、そういう金額でやろうと思っているというお話をしています。横浜市に提出している財務諸表って非常に、今後の経営がどうなるか、ちゃんと安定経営ができるかどうかというものに関しても、その値段を基本にして財務諸表の中に計算をして、経営が成り立ちますよと。それから何年かかるかは別にして、危険箇所というのは、次第に是正していくというか直していきます。あるいは、緑地にある墓地、いわゆる違法墓地を下に移していきますよというような、計画表を出しています。それが今、現在、審議会という所で調べてみて妥当性があるかどうか、うそがないかどうかという辺りを調べているという形ですので、そこで通れば一応、大きなお墨付きというでしょう、横浜市も最後まで経営責任というのは許可したとき出ますので、公的に認められたという言い方かどうか分かりませんが、なるというので

はないかということです、もう一度、繰り返しますと、個々ということに判断をお任せする。ただし、値上げをすればあるいはその権利が全部なくなるという、強制的に管理料を支払えとかそういうことは、新しい法人にもやってはいけないというようなことを、強くそういう約束をしてもらいたいというような話を繰り返しさせていただいているという状況でございます。

それから管理料という話も先ほど出ましたけれども、今のところそういった、市にきちっと提出している書類でも先日、清算人がお話しした金額、一般的に見ればこれもいろいろありますけど、周辺から見ればいい値段、まああの値段ではないかというところをお出しになっているというようなことでございます。それからあと、じゃあ一体、何人ぐらい当然、皆さん分からないんですが、どのくらいの方が払っていただけるのという話も、横浜市に対して 5 割とか、あるいは 6 割とかというような、これ詳細は分かりませんが話を聞いている限りでは、いくつかのものを出して審議をいただいているというふうに聞いております。以上でございます。

イサ どうも貴重な説明、ありがとうございました。今お聞きした中で財政状況の審査が最後まで来たということで、その中にも前々回というか数年前の大体、管理料がこのくらい上がると、2000 円とか 4000 円とかってありましたよね。そんな極端に上がるわけではないわけで、それが含まれた財務状況の審査が行われているか。

高森 審査が行われている。

イサ 出ているというふうなことでよろしいですか。

佐伯 正確じゃない。

高森 金額は値上がりしません。今、管理料をお支払いになっている方の金額を、永代になった方にもお支払いをいただきたいという、清算人の言葉です。ということで、それを前提にして計算をしていますので、値上げもしていません。それで逆に私たちは心配なので、新法人になった途端に 2000 円って言ったのに、2000 円じゃ困ると、平米ですね、ということでそれはくぎを刺しているし、決議とかそういうものをこれからも働き掛けていきたいと思っております。追加でございます。

佐伯 ちょっと補助しますと、何年か前に新しい所へ引き継ぎについて現行の管理料、当時としては平米 2000 円かな、それを上げたいという話が清算人のほうから出たことがあるんですけど、現在は清算人のほうでは財務上、審査会に出している管理料は、現行の平米 2200 円、年次管理料として 2200 円というふうな形で出していて、それ以上、上げないというのが今の清算人のほうの考えです。ですから、それで一番、清算人とのほうで問題になっているのが永代管理料ということで。当初、一括して支払っている方について、それが 65 パーセントぐらいの方がここにおられる方も、もう永代管理料、払っちゃって年次管理料、払ってない方、何人かおられるかと思うんですけれども。その 65 パーセントの永代管理料だけの人からどれだけ、年次管理料に切り替えてもらえるかというふうなことで。清算人は 100 パーセント協力してもらえないだろうかというふうな考えを持っているんですが、実際

にそういう意味で強制できませんので難しいということですが、前回の再生協議会でちらっと言っていたのは、65 パーセン中の 5 割の方が年次管理料に平米当たり 2200 円に切り替えてもらえれば一応、健全な経営ができるかなという見通しのようです。

イサ 今、清算人が出しているやつは永代の人も 65 パーセントの人も、管理料を出してくれればというのは・・・。

佐伯 年次管理料に切り替えてくれれば。

イサ 今までの採算表が一応、出たということですか。

佐伯 出てるんです。

イサ そういう意味ね。

佐伯 そうです。

イサ はい。

佐伯 切り替えというのも、これは新法人になっての切り替えになるわけですがけれども、これも先ほど小花先生が言われたように強制できるものではなくて、納得と了解を得ない限りは切り替えができないです。それを切り替えしなかったからといって、不利益を受けるというわけではないんですが、ただ健全な経営をしていく上においてということで、協力したほうが健全経営になるかどうかというふうなことであれば、それは皆さんがたのそういう説得なり説明があれば納得してもらって、どのぐらいの方が年次管理料になるかということになるかと思っている。ただ、守る会としては強制はしちゃ困りますよという立場です。いや、値上げは絶対、駄目ですよ、年次管理料の切り替えは認めませんというふうな立場でも、そこはないんです。それは健全経営していく上において、どういうふうなことになるのかどうか。それから墓地が、今のようなあんまり管理がきちんとできないことが、きちんとして整備されていくというふうなことであれば、協力してもいいよというふうなことで、これはそれぞれの皆さんが判断してもらおうということになるんですが。守る会として、こうしろという方針は出ておりません。

イサ 一番、難しいというか前の数字はなくなって要は永代の人が、今の平米 2200 円というものに乗ってくれるかどうかというふうなことが、最後いろんな形で難しい面が出てくるという考え方でいいわけですね、感じが。

佐伯 そう。

イサ 分かりました。どうもありがとうございました。

澤田 どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

ホリウチ 港南区のホリウチと言います。横浜の第二です。ようやく来春が希望の持てる年になるのかなという気がしています。長いこと本当にありがとうございました。今、話題になっている管理料がらみなんです、私も大抵の会は出てきて、これまでの経緯もおおむね身に付いていると思っていて、来春を楽しみにしていますけども。折々、話題になってあっち行きこっち行きしているこの管理料なんです、ちょっと立ち戻って来春、新法人に移行したらまた新たな何らかの、契約の結び直しみたいなことが出てくるのかなと思うもん

ですから。自分自身の、今後の思考の整理のためにというか、一般論としていくつかお尋ねしたいと思います。私も知り合いなんかで話している中で、霊園ごとに管理料ってさまざまなんです。高い所、安い所、ぱっと見て立派な所だなんていったら相応にしているし。私たちのこの霊園は、四半世紀こんなごたごたですから、あの状況ではっきり言ってそんなにいい管理がされていないと言わざるを得ない状況、これはやむを得ないだろうと思うんです。

ただ、いずれ再生してより良さを求めていくと、どこかで必ずお金の問題って出てくるんだろうと思うんですけれども。この墓園の管理料って、いったん締結したら値上げなんて現実にはできないものなんですか。それとも、実際にはないものなんでしょうか。何でも物が上がる昨今ですから状況によって、場合によっては管理料をこれだけ上げさせてほしいというようなことが、考えられてもおかしくはないだろうと思うんです。そうしたときに、管理料の値上げってどういう手続きでどうやっていくの？ あんな 2 万もある中の個別の契約ですもんね。契約の状況によって、松竹梅の区画が作れるのかどうかとか、お金に関わっていろいろ出てくるだろうと。今も、われわれも永代管理料というのと年次管理料と二通りのあれがあるわけです。それをどうでしょう、ある 1 カ月の管理コストと考えたら、もうそこで二通りの管理料になっているわけです、いきさつはどうあれ。それを今後、なんかの形で全体に値上げを求めなきゃならないといったときに、この二つの契約の形態をどう安分して、新たな条件に移行していくかって、とても難しい話だろうと思う。そうしたときに墓地管理料って絶対、値上げできないものなのかどうか。普通の、商品のための契約ならば当然、時世を反映した価格でやり取りされるのも普通といえば普通なんです。そうしたのが今後、われわれ新たな契約するときに迫られたときに、合理的な内容であれば新しい違った数字、これまでと違った数字でも十分はんこは押せるだろうと、個人的には考えています。そうしたときにどういうボールが投げてこられたら、私はどう受け止めるかなっていうのを今後、考えていかなきゃならないんだろうと、そんな参考になればと思ってその周辺の状況を教えていただければと思います。

澤田 よろしいでしょうか。

黒澤 私は別の全然、違う仕事というかあるお寺の責任役員になってやってたりするんですが。どこの墓地でも同じ悩みに直面したり、霊園でも同じです。基本的に、長期間の契約を皆さんと締結している以上は、この締結した契約内容に双方が拘束される。それを考えるには、もう一度、契約を結び直すというのが大原則となります。例えば、似た例でマンションの管理組合の管理費とかいろいろありますけれども。そういった場合は、管理組合というものがあって、その中で意思決定を決めていくという違うプロセスがあったりするんですが。こちらの場合は、基本的には皆さんとの個別契約が、どう見直されるかというのが原則になっている。ですので今、各そういう宗教法人だとか霊園でも問題になっているのは結構つぶれる所が出てきていて。つまり、管理料を上げたいと思っても簡単には上げられない、きちんと了解を得ないといけないというところで、逆に破綻している所も出ていたり、そういったところをどうしようかというのが、かなり大きな問題として取り上げられることも

増えています。それが一般的な話です。なので、本件においても皆さんの権利関係としては、新法人は皆さんの了解を得て新契約を締結して、ちゃんといただくかどうかを決めないといけない。類似の清水公園墓地ですか、同様の日本墓園の、先行して清算人になっている所ですが、こちらなんかも一応、90 パーセント以上の方の支払いを得ているという状況の説明がありましたが、全員ではない。つまり全員を一気に切り替えるとかそういうことはできないので、あくまで皆さん粘り強く了解を得て新契約を締結していく、こういうプロセスを一般的にも取りますし、今回の清算人、新法人を作っていったり受け皿法人ができてきたりというところも、そのプロセスを取っている、そういうことになるかと思います。以上です。

澤田 ありがとうございます。では、こちらが先でしたね、白い服の方。

コンノ いつもお世話さます。藤沢市のコンノと申します。横浜の第一なんですけど。私、聞き逃しているのかもしれませんが管理料の問題で、要するに 65 パーセントの人が永代ということであるわけですよ。ですから、その人たちが年次に移行してもらわないと予定どおりいかないわけですよ。ですから、あれだけいろいろ整備しなきゃいけない霊園ですから、確にお金もかかると思うので私、個人としては私も永代管理料、払っている口なんですけど、移行するのもやむを得ないと思うんですけども。そのときに、永代を支払っている人たちと支払っていない人たちと、全く年次に移るとき条件が一緒なのかというのがよく分からないところで。

今までの話を聞いていますと、永代使用料と管理料、払っているわけだから、拒否してもそれで使えなくなるわけではないということをさんさんおっしゃられていますよね。だとすれば、払わなくてもそれで済んじゃうのに、それで年次管理料のほうに移行してもらいたいんだという、果たしてそういう話で 65 パーセントの人が移行するのだろうかというふうに思っちゃうんです。ですから、永代管理料を支払っている人については多少なりともアドバンテージがあるとか、そういう話っていうのはないんでしょうか。それは、清算人のほうにお聞きすべき話なのかもしれませんが。なんかその辺で、年次管理料に移行するにしても 0 か 100 かみたいな、そういう話だとなかなか判断が難しいんじゃないのかなっていうふうに思ってしまうものですから。その辺、今までの交渉経過とかそういう中で、そういう話っていうのはなかったんですか。

佐伯 佐伯です。大前提として、新法人になってからなんです、この管理料の切り替えっていうのは。清算人のほうとしては今、新法人に移行するについて、もう一般財団法人はできておりますから、そこが公益法人に変わることを前提にして変わった後に、永代管理料を払っている人について年次管理料に切り替えてもらいたい、契約を切り替えてもらいたいというふうなことなので。あくまで清算人ではなくて、新法人になってからの話ということが前提になるんです。今、言われたように最初の頃っていうのは結構、永代管理料というのをまとめて払って、これは経営者のほうとすればまとめたお金もらって、それをまた資金にして墓地を拡大したり、何かしていたっていうふうな時代があつて。年次管理料よりもずっと

そっちのほうが得だったっていうか、経済的に得だったということで、そうなっているんです。ですから、それだけ墓園経営者としては、利益を得ていたということなんです。それは途中で今回、倒産になるような形で、他に使っちゃったりしているので、これは払っている方については、これを切り替えて年次管理料にするというのは二重払いじゃないの？っていうふうな、率直な気持ちを持つだとか、経営者の不始末をなんで尻拭いしなきゃいけないんだっていうことはあるんですが。

ただ、現実の問題としていったん倒産しちゃった霊園が、正常な形で運営していく上において、実際どれだけかかるのかっていうところを見た場合に、35 パーセントの人の維持管理料で運営していくというのが果たしてできるかどうかという、現実の問題としてはあるわけです。その中で今後、新法人が年次管理料、払ってもらった人については、それなりの負担も掛けてきているので、年次管理料については考慮するかどうかというのは、これは新法人のほうの考え方にはなってくるかと思います。守る会の、会員の中の方でも、永代管理料、払った人について言うと例えば年次管理料を半分にしてくださいよと、2200 円を 1100 円でもいいじゃないかというようなご意見の方も何人か、そういう方もおられるんです。ただ、今、少なくとも清算人や、あるいは新法人の運営していくほうから、そういうふうに年次管理料を下げます、あるいは公平性を保つために減額するというふうな意見は、今のところは出てないんです。ただ将来、新法人になった後に申し入れがあったときには、それは当然、言ってもおかしくはない話だと思うんです。それで納得ができて合意ができれば、年次管理料について、今までの永代管理料、払ってきた人については減額されるというふうなことで合意するのは、一向に構わないだろうし、そういう交渉して構わないかなというふうに思っております。

ただ、守る会として組織的にそうしろというふうなことまでは、まだ意思統一ができておりませんので、そこまで言えるところにはないんですが、そういうお考えの人は結構おります。

コンノ 冒頭、全額は払えないけど少し負けてもらいたいというようなのが、パネルに映ってましたよね。だから、そういうのが個別にぼろぼろ出てくるんだったら、いっそのこと永代管理料、払ってる人が 65 パーセントもいるわけなんで、そんな半額にしろとか私そういうことを言ってるわけじゃなくて、多少なりともほんのわずかでもあれば、心理的にだいぶ違うんじゃないかという気がいたしますので。今まで話の中に出てきてないということなんですけど、現実的な手段としては、話をまとめるためにはそちらのほうは私は早いんじゃないかという気がいたしましたので、申し上げておきます。

佐伯 ありがとうございます。

澤田 ありがとうございます。はい、お願いします。

イナミ 横浜市中区に住んでおります、横浜第一霊園イナミと申します。皆さんがたのご努力に大変、感謝しております。ありがとうございます。

先ほどの、皆さんの議事の報告によると、三浦霊園のほうは例えば、経営の引き継ぎ手続き

は簡略化されていて、横浜市のような厳しいチェックはない、こういうプラス面もありますけれど。もう一つ、地主との賃貸借契約を新法人が締結できるかという大きな課題があると、こう書いてございますが、いろんな問題がたくさん派生していると思いますけれども。やはり基本的にこの問題、全体を見て早く解決しないと私の場合は、私の父親が契約して権利を得たわけでございますが、後継の私も80代の半ばを過ぎておりまして、もうじき冥土へ旅立つだろうと思っております。そうすると、3世代にわたってこの問題、われわれは霊園の経営者の不屈きな態度によって、被害者の立場に追い込まれているわけですが、その被害者の立場を3世代にわたって、押し付けられているような面が強いわけです。今までの皆さんの質問を聞いている中でも、4分の1世紀にわたる問題がずっと続いているということにいら立っている方が多いと思います。基本的に解決を早くするという大前提を持って、事態の進行をお願いしたい。これは要望でございます。

皆さんは大変、私は感謝しておりますけれども、さらをお願いすることはそういうことでございます。以上です。

澤田 よく分かりました。当然、今のお話はわれわれ役員と言いますか、こちら側としてもそのように動いているわけです。その辺を高森さんをお願いできますか。

高森 おっしゃるとおりだと思います。私も、何しろ皆さんも高齢、私も同じ80代になります。こんな格好して言ってますが、そういう意味も含めて本当に再生に着手する、また黒澤先生もおっしゃいましたとおり、経営許可が下りて初めてこの墓地がお墓としてなるわけです、繰り返しですが。今は、ある意味では全く権利が皆さんないんです、私も含めて。清算人が清算に向けてただ、今、管理だけをしているという状況なんです。皆さんなかなかお墓に行ったら別にお墓参りもできるし、実際使用権は、中ぶらりんなままなんです。ですから、まず何しろ経営の許可を新たに取って、しかも公益法人というきちっと公益にしかやっちゃいけないというものを取らなきゃいけないのは大事です。それがしないと、まず再生に着手できない。それと、再生に着手して初めて、先ほどワタベさんがおっしゃったような排水をもっときれいにするとか、あるいは水道を直すとか、墓地の階段もすごく危ない所がありますが、そういうところも改良できるかできないか、お金のみんな問題になっちゃいますが。そういうことが、新法人がやっていって、それが一定のところまでいっているところが、いわゆる健全な再生というのが終わる、完了だという形になるんです。そういう意味では、何しろおっしゃるとおり、議長もおっしゃいましたけれども早くしたいということで、皆さんのお声をきょう聞きましたので、またなおさら一層、横浜市あるいは、裁判所に皆さまのお声を伝えていきたいと思っております。今後とも、ご支援お願いいたします。

イノウエ 金沢区のイノウエと申します。三浦海岸です。

皆さんが管理料に関心があるのは当然なんですけれども、私はそれよりも前にやらなきゃいけない、今、事務局長の方ですか、ご説明があったのは。ですね、事務局長？

事務局長からご説明があったとおりで一つ確認したいことと、もう一つは質問したいことがございます。確認したいことは、きょうのご説明の冒頭に使用権の許可に関して、まず横

浜市と三浦市が別個にこれはやるということですよ。それからもう一つ、公益財団法人は、これは神奈川県認可ということですのでよろしいでしょうか。

佐伯 いずれもそのとおりです。

イノウエ 分かりました。まずは、この法人と経営許可、これがとにかくよい見通しとしては来年の春ということですが、まずこれが一番、大事であって。それから皆さまが関心のある、墓園の状況なりの検討が続くのであって、まずこの法人設立と経営許可ということが大事だと。今ご返事の、私の理解がよいということで、それは確認できました、分かりました。

もう一つ質問ですが、守る会が発足した当初から三浦海岸の場合は、ネックは地主の方、地代、借地料、これがずっと続いているんですが。地主の方の言い分は、合理的で正当性のあるお話なのか、それともエゴイスティックなお気持ちがあるのか、お墓を持っているかたに対する好意的な気持ちがあるのかなのか、この辺はどういう感じか、もしお分かりでしたらお聞かせください。

佐伯 私も最初に、この守る会のほうの顧問になったのは三浦の建墓者の推薦でなってきた、三浦のほうは特別に関心もありますし、問題点も多いところであるといった理解しているんです。三浦の場合は、本来は墓地は借地の上に建てちゃいけないよというのが一応、法律上そうなっている。なぜかという、借地だと権利関係が非常に、賃料を払わなかったら解除だとかなんかっていったとき、権利関係が非常に脆弱だということがあるから、本来は所有地の上に建てなさいよということになっていた。

ただ、当時としては例外的に借地でもいいということに認められていて、あのときの大地主さんなんですけど普通に使っている、調整区域で価値としてはほとんどない、固定資産税もほとんどそんなにかからないという所を、この墓園経営者のほうが何としてもあそこに墓地を作りたいというふうなことで、かなり法外な権利金かな、2億円くらいの権利金を払って、かつ賃料も200万以上ぐらいの、一区画、ということで借りた経緯があるんです。そこで賃貸借契約が結ばれちゃっているものですから、契約はそのまま維持しなきゃいけないという民法の大原則があって。地主のほうとしては、賃料は減額はまかりならんというふうなことを言っていたところ、裁判をして一番は勝ったんだけど、控訴審でひっくり返っちゃいまして。賃料は正当だということと和解ができて、賃料を今の、当時の賃料を払うけれども当面、10年間くらいは120万にするというふうなことになって。それでも、120万でも管理料の逆ざやになっていて、管理料よりも高いんです、建墓者からもらう。というふうなことになっているので、何とかもう少し下げてくださいかということ清算人のほうでは交渉をしているんですけれども。これもやはり契約で決まっちゃった、和解で決まっちゃったというふうなことで、地主さんが、がんとして言うことを聞かない。

払えなかったら出ていけということも言っていない。それで、お墓を明け渡すということは大変なことですから、地主さんのほうもそれできない、だから、すくみ状態です。地主のほうも、明け渡しはできないけれども賃料の値下げはできない。清算人のほうとしては、

何とか賃料を下げてくださいというふうなことの交渉をしていた、ずっとしてきてるんですけども、話がつかない。今はどういう状態かという、清算人とはもう地主さんは話ししない。新しい法人が出たら、できた段階で賃料について話をしたいと、こういうことになっていて、棚上げになっています。ですから、そう簡単に地主との間で話がつくかどうかというのがあるんです。

それともう一つ大事なのは、三浦市の場合は権利の移譲があったときに、そのまま名義変更と同じ状態で、新法人に移るということになるんです。そうすると、借地権の譲渡になるんです。そのときに地主さんに借地権の譲渡に関して、承諾を得なければならない、民法上の規定で。それについて地主のほうはどうするか。ただ、地主さんのほうもあそこ出ていってもらったら困るものですから、そこで交渉になろうかなということですけども。新法人としても健全な経営していく上においては、今の地代ではとてもとても。管理料をもらって、管理料を入れるようになっているわけですから、そこを何とか維持することは難しいということで頑張ってもらって、こちらのほうは値下げなりして健全な方法にしてもらいたい。だから若干、移譲した後に交渉はそこ残るかというふうには思います。

イノウエ ありがとうございます。

澤田 よろしいでしょうか。それでは、ちょっと長くなりましたので、休憩を入れましょう、15時まで。

澤田 それでは、定刻になりましたので再開させていただきます。すみません、こちらの方を先にお願ひできますか。

フジナミ 代表の皆さん、それから役員の皆さま、本当に 24 回目を迎えましたけれども、大変な思い、ありがとうございます。感謝いたします。私は、横浜第一霊園のフジナミと申します。今まで困っていることが 2、3 あったんですけども、お話しさせてください。私の両親が入っているこの墓地なんですけれども、そのところに納骨をするときにお水がすごくたまっていたんです、その中に。それで骨つぼですか、それがぷいぷい浮いていたんです。それで私の弟の長男が、これでは困るということで砂利をそこに積んで、それで何とかその水に骨つぼが、触らないようにと思って、それも自分で、実費でやりました、それは。そういうことでしたら、私は私の両親を真ん中に、兄と私と 3 区画あるんですけども、私も両親の所の真ん中がそうだということは、両方のもそうだと思うんです。まだ確認はしておりませんが、お寺さんが言うには、この辺一帯はカロートの中はお水がたまる所なんですよと言われたんです。それでは困りますよね、それは実費でやらなければいけないのか、どこに言えばいいのかということです。それが一つです。

それから、私の所は 263 の 19 という所なんですけれども、その所はとても急な坂が 3 か所ぐらいありまして、階段があるんですけども。そして水道は大体、一番上のような所に 1 個あるだけなんです。そこから年に 5、6 回、行くんですけども、お墓には夫が入っておりますので。それで私も 80 以上ですので、あそこからお水を持ってきてお掃除をするとか、そういうことはとても困難なものですから、息子たちにいつでも水を運んでもらうん

ですけれども、いつでももう少し近くに水道が一つあったらねっていう話を、いつもしてるんです。それで、この墓地としたら、うちの墓地を後に草むらの南の所を増設してる所、たくさん墓地ができてるんです。その辺の方も、きっと困ってると思うんです。ですからぜひ、この新しい法人に受け継がれるまで、あと2、3年かかるような様子ですけれども、それまでじゃなくて、私も毎回、年5、6回、行ってるんですけれども、とっても不便だな、もう一つこの所に水道があったらなというふうに思っておりますので。新しい法人に引き継がないまでも、そこにぜひ水道を設置していただきたいと思っております。

それから管理料のお話がたくさんの方から出ておりましたけれども、私も65パーセントの口に入っている者なんですけれども。安定した経営するには、払わないってわけにはいかないだろうなというふうに思っておりますけれども、そういう方は半額にしますよとか、そういうある程度の妥協をしたところで、私も払わないということは言っておりません。だけどそういうことは、皆さんあったらなというふうに、個人的に希望としては思っております。それだけです。お願いいたします。

澤田 どなたにお願いしてよろしいでしょうか。

高森 事務局長の高森でございます。おっしゃるとおり、ずっと古い墓地ですので、古いことが理由じゃないんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、水の出が悪かったり、それから水道水は飲めない、あそこで飲む人はいないかもしれないけど、飲料には不適正、井戸水なんです。そういう問題、あと急坂、本当は、しょうがないといえましょうがないのかもしれないけれども。今おっしゃった、親御さんですか、両脇にお兄さんとご本人、寄ってというような形でお墓を入れて、そこは水がたまっていると。具体的に場所が私も分からないので申し上げにくいんですが、一般的にみんなお墓は、平らな所に、もともと土に戻すということがあったので、お骨をみんな下に入れていたわけなんです。ところが最近、そういう問題があちこちで出てきたものですから、みんな上に上がっていますよね、改装している方を見ていると。もちろん、その場所は理想的には乾燥していて、水はけも良くてというのが理想的なんですけれども、現実的に言うと今、皆さまが上げている所を見ても結局、乾燥していてもお墓石を乗せていくわけです、ふたをして。そこに目地打ちって言うんですか、水が入らないように、入りにくくするものを作ってそれで止めているんですけれども、それも不十分なので、これにもう一つ、守る会にも来ているんですが、目地打ちをやるからというのは、いわゆる悪名、高いと言うと怒られちゃうけど、あそこに入っている業者から来ておかしいんじゃない、それ頼んだら改装したほうがいいとか何とか言われたりして、よくあるのは上に上げてもらってよくはなったけど、すごいお金がかかったとかという話もあるぐらいで。

いずれにしても共通の問題になって、本当にその場所が、水がたまるような場所だったらば、これは墓地の責任になりますので一応、今の状況でも管理事務所にお話してみてもいいと思うんです。全体がそういう場所だったら、それは墓園として改造すべき問題、みんなの

お金を使って改造すべき問題だろうと思うんです。もし、そうじゃないとして一般的なものだとなれば大変、これも分からないですけど、皆さんがやっているように上げていくとか、そういう方法しかないのかなと、これ参考までに申し上げるまでですけど。そんなことです。

それから急な坂というのは大変、難しい問題で、なかなかその墓地という、それが危険箇所にもし入っていたとすれば、これは事務所に行っていただければ分かりますけれども、将来的に今、危険箇所と言われている場所、あるいは違法な箇所と言われている場所、そういう所に立っている場所でしたら、将来的には、基本的には墓園として何とかしなければいけない。下の空いている墓地のほうに移すとか、安全というのか、ことをしなければいけません。その辺も事務所、ここで私たちが守る会は、皆さんの墓地の位置は知ってますけれども、それぞれの細かいところは分かりませんので、まずはお相談いただくということが大事かと思います。

水道も同じことで、同じようにそういうご不満があるなら皆さん、これから新法人になっても私たちの希望、皆さんのお墓ですし、新法人になっても皆さんはお客さまなんです、あくまでも。ですからお客さまと合意にならないこと、あるいはお客さまの要望を応えていかなかったら、これからの墓地は成り立っていかないと思うんです、いくら何万基あるっていったところで。その辺は最近、清算人も割と理解をしているというか、口だけかってそんなこと言っちゃいけませんけれども、先日も先ほど佐伯も言いましたとおり 4 月だったかな、再生協議会があつて、そういう話、これから新法人ができて、利用者からの声を聞かなきゃいけないというような話があったということがありますので、そんなところでご理解いただければと思います。

澤田 ありがとうございます。

先ほど、事務局長の高森様からの活動報告、その件につきまして皆さんから了承をいただきたいのですが、拍手をできましたら、お願いしたい。

(拍手)

澤田 ありがとうございます。ということで、活動報告はそういうことで了承をいただき、ありがとうございます。それでは、次の 16 ページです。令和 4 年の会計報告、これを申し上げます。実は、会計の係が私になっておりますので、この報告は私から申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは収入の部、前期繰越金 390 万 5862 円、会費収入 178 万 9000 円、これは 892 名分となります。雑収入 5 円、預金利息。収入の合計としまして、569 万 4867 円となります。支出の部、顧問料 120 万円、顧問の先生がたの委託料となります。交通費 26 万 1000 円、会議総会などの移動交通費、通信費 4 万 6032 円、電話料です。総会費 3 万 5700 円、会場使用料、プロジェクターとその他。活動費 5 万 6000 円、出張活動費、調査費用など。発送料 59 万 6151 円、総会資料に係る印刷費、その他。修繕費 19 万 1180 円、掲示板、建て替え費でした。事務諸費 12 万円、馬車道法律事務所使用料、他。雑給 3 万円、総会の要員アルバイト料、雑費 103 円、残高証明。支払手数料 2 万 3180 円、会費郵便振込手数料、他。支出の

合計が 255 万 9346 円となります。次期繰越金としまして、その合計が 313 万 5521 円、収入から支出を引いたものです。以上のとおりになります。報告申し上げます。よろしく願います。次のページの会計監査報告。これは上村様願います。

上村：上村です。会計監査報告、令和 5 年 3 月 31 日に会計監査を実施しました。監査は、資料、帳簿および郵便、普通預金等との照合を行った結果、正確に処理されていることを確認いたしました。以上です。

澤田 ありがとうございます。この令和 4 年の会計報告ならびに今の会計監査報告、につきご了承いただきたいのですが、拍手を持って。

(拍手)

澤田 ありがとうございます。それでは、次に移らせていただきます。令和 5 年の活動計画と、もう一つ一緒に令和 5 年の会計予算案です。これを事務局長の高森様に願います。よろしく願います。

高森 それでは、時間がだいぶ押し迫ってきましたので、要点をお話しいただきたいと思います。議事録の 18 ページ目に令和 5 年の活動計画案、総括と活動計画というものが出ております。それから 19 ページに、それに伴う会計予算という形に出ております。基本的には、お話も何度もしておりますけれども 24 年がたちました、何よりも皆さんがおっしゃるとおり、墓地再生の一日も早い実現というのが何よりも求められている。これ、4 行目辺りでございますけれども、その結果、墓地経営許可の前段である、財務状況報告、これの提出が残念ながら 12 月までに作業ができなかったわけですが、本年 2 月に入りまして、守る会の強い働き掛けもありましたし清算人の努力もありまして、協力をだいぶいただいて財務状況審査会、これの第 1 回目が開かれたということです。その時点では、補足説明や追加説明が求められたわけです。大変、大きな墓地で歴史がありますし、それから倒産というようなことがあったもんですから、審議会の方も慎重に審査をしたいというようなこともあって、いろいろな追加の資料を要求された。ただ、これはあまり難しいものではなく、今も申し上げたような経過が分からないということです。当然、審査の方たちは初めて、そういう問題だったということでございました。

それで実際はその後、第 2 回目は代表の先生、最初の冒頭にもありましたとおり、5 月に開催されまして、5 月 15 日でしたか、そのときは、特に次の追加的な説明資料とかそういうものの要請がなかったということです。かなりこの後は財務状況審査会としては、うまくいくというか、すごくいきそうだと言えるかと思います。ここに書いてあるとおり真ん中ですが、この審査が順調にいけば事前協議、計画説明などを経て、許可申請という正式に許可の申請書を出す、それで墓地経営許可となるという形が見えてきております。

同時に、公益財団法人の認定、足と同じで右足が経営許可とすれば、左足が法人認定なんです。両方そろわないと、再生に着手できないということになります。そういうことで、いきそうだと。現在、目指しているのは、来年の 3 月末に何とかそういうふうにならないかと

いうことで、考えているということであり、墓地の再生のスタート台です、再生の着手に立つということになるかと思います。その後ろに書いてありますが、新規再生というのは安定経営ができるということ、それから良質管理が継続できることです。それから納骨堂とか、いろいろな、これから皆さんが必要と思われるものが新設できたり改善できたり、それと違法箇所と危険箇所の是正という、こういうことが確認されて初めて、再生が達成された健全な墓地になるということになります。そういうことになると、次の段階に移る必要があるというようなことです。そういうことを受けて活動計画は、一応、5項目にありますけれども、いずれにしても早く、何とかしてもらいたいということでございます。それに応じた活動をしていこうと。

それであと、丸3の3のところですが、繰り返しになりますが管理費納入や年次管理料契約の形態を強要するとか、それから管理料の値上げ、いわゆる利用者の合意や利害を害することなく、再生を進めるように求めていくということ。それから、それに対して説明会をして皆さんの納得を得られるようにする、またその内容を、強要とか誘導はないようにしてくれということでございます。丸4では、皆さんの声が届かなければ話にならないと、これからもそうなんですが、新法人になってもということで、新法人の評議員には利用者の視点を管理運営にしっかりと反映させる、それとわれわれは、ひどい迷惑を被ったわけですから、そういった乱脈経営を二度と繰り返さないためにも、利用者代表を加えるように要請をしていこうという活動をしたいと。

それと、あと5番目で現在の再生協議会を今度、新しく法人になるならば例えば、横浜霊園新生協議会とかいったような形にして、健全な再生が実現するところまで定期的に協議を続ける、利用者の声を反映できるようなところを要請していきたい、といったところが活動計画でございます。右側の19ページ目ですが、それに伴った予算ということで前期、収入としては313余万円、会費収入が212万円、これは一応、総会の資料を送付している方、ブログ会員は除いた方に対して総会資料を、会費をいただいている方にお送りしております。それから、その後継として525万円という収入を計上しております。支出の部は、ほとんど変わっておりません。この現在の体制を、しっかりと守っていききたいということで顧問弁護士の先生に対しては現在の黒澤先生、小花先生にお願いをしていくと。また代表は、顧問弁護士も兼ねておりますが、お墓を持っていらっしゃるので私たちの仲間として顧問料はお支払いしておりません。これは大変ありがたいことです。それから交通費、通信費、総会費、活動費、部品費が今回、ノートパソコンが創立当時の古いやつだったもんですから、今回コンビニ振り込みに変えたということも含めて、新しくする必要があるということで新しく買いましたので、8万円という金額をいただいて。あとは、基本的に変わらない金額が入っていて。あと、支払手数料も会費はコンビニ納付にしましたが、郵便振り込みとそれほど変わっておりません金額を計上させていただいております。ということで、合計金額として266万円という金額を、計上させていただいております。

ちなみに昨年、金額は255万円でしたのでプラス11万円、ちょっと収入は減っているの

にというお考えもあるかと思いますが、今が山場だということで 266 万円という金額を計上させていただいております。結果として、次期の繰り越し予定金が 259 余万円という形で多少、減ってしまいますけれども繰り返しになりますが、今年は大きな山場というふうに考えてこういった予算を計上させていただいております。以上でございます。

澤田 ありがとうございます。それでは、これは拍手でもって、ご承認いただけますでしょうか。

(拍手)

澤田 ありがとうございます。では、この二つは承認をいただきましたので、これに沿って活動してまいります。それでは、次は皆さまのお手元のほうへ郵送でもって、この守る会の会費の振込用紙をお届けしました。これがきょうの、冒頭にもお話、出てましたけれども、コンビニのほうが皆さんが支払いに行きやすいのではないかとということと、こちらそのほうが手間が省けましたので、そういう意味合いで用紙を、やり方を変えました。そういった意味合いの話を、高森事務局長のほうからお話ししてもらいたいと思います。

高森 ちょっと順序が違っちゃいましたけれども、おっしゃるとおりで繰り返しですが、皆さまのご協力をいただきまして、私たちもコンビニ振り込みって初めてだったものですから大変、心配したんですけれども、皆さんからやりやすくなったというような声も届いておりまして、順調にっております。今後も一つ、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

澤田 ありがとうございます。それでは次に、役員名と役職についてのご紹介を申し上げます。石川副代表から申し上げます。よろしくお願いします。

石川 副代表の石川でございます。20 ページを開いてください。

石川 佐伯代表、それから尾崎副代表、それから石川副代表は私でございます。事務局長の**高森**、事務局次長は村田、本日は事情ありまして、この場にはいません。幹事として小林幹和、山田雪子、清水一男、深堀桂、この4人の方は、きょういらしておりません。古屋眞紀子さん、会計、澤田さん、会計監査、上村さん、顧問としましては代表の佐伯弁護士、それから黒澤弁護士、小花卉護士、それに名誉顧問の稲生先生、きょうは来ておりません。以上でございますが、今年の1月1日からこの6月まで、既に約5カ月ちょい、引き続き今後12月まで、誠実に皆さまの代表として活動させていただきます。

その他に、申し上げます。新法人になっても墓地の健全再生には、5年以上の年月がかかり、守る会の役割も今後、続いていきます。役員みんな高齢化で、役員を退かれた方もいらっしゃるかもしれませんが、役員の基本は月1回の役員会の出席です。本日、ご出席されている皆さまの中でもぜひ、われわれと一緒に参画していただければ幸いです。ただ今、人数が少なくなっておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。また、見学とか体験とかそういったことも大歓迎でございますので、個別相談の際には役員の代理でも声をかけていただければ幸いです。引き続き、ご理解とご支援をお願いいたします。以上です。

澤田 ありがとうございました。それでは、次に移ります。本日の第24回、定期総会の総括として高森事務局長より決議案を読み上げていただきます。スクリーンもご覧になってください。よろしくお願いいたします。

高森 21 ページを、議案書お持ちの方ご覧ください。今の皆さまのお声を受けた形、それから活動の計画を受けた形でやっております。いずれにしても私たちの立場というのは、前段に書いてあるんですけれども、皆さんと同じように私たちの権益を守るということを原則にやっていく。それから、こういう段階に来ておりますので清算人に協力できるところは協力していくという姿勢で、何とか早く少なくとも令和5年度内、あるいは先ほどの話のとおりちょっと食い込んでも、それまでに何とか墓地の経営許可を取って公益法人をやって、新法人へ清算人から墓地の経営を移譲する、そして健全な再生に向けて着手をする、それを目指していこうという内容でございます。一同として、利用者の切なる願いである墓地の再生の実現に向けて、令和5年度内に一般財団法人から公益法人への認定、墓地等経営許可の取得を同時並行的に進めて、墓地経営を確実に、迅速に推進するように、それからいろいろと、借地とかそういう問題がたくさんあるのですけれども、横浜市と三浦市の切り離しは皆さんとの間の対立を招くなどから、一体経営を引き続きやってくださいということでございます。その次は、利用者の権利順守を基本に新法人の設立によって、繰り返してございますが、切り替えの強要だとか値上げ、それから利用者の公正な利益を害することなく再生を進めるように求める。そのためには、新法人へ移譲上限の成案前に、開示をして協議をするように求めている。また、新法人の評議員には利用者の視点を管理運営に反映させて、さらに乱脈経営を二度と繰り返させないために、利用者代表を加えるよう要望をしていきたいということでございます。

それから次の1は、利用者の疑問点などについては根拠などを高齢者にも、私たちにも分かりやすく具体的に示して、十分にそれを示してくれと、それでまたやらなきゃあなたの権利がなくなるといったような強要、あるいは誘導を慎むように求める。新法人が設立したら、新法人が皆さんに対して利用者説明を開催するように求めていく。あと一つは裁判所です。あるいは次ですが、市だとか三浦市だとかそういうことに対して、十分に反映してやってくれと。もう一度、繰り返しますが横浜市は墓地経営許可ですけれども、三浦の場合は法律が、規定が違ってまして経営者が清算人から変わるということだけなんです。ですから、比較的に三浦市も易しいとまでは言いませんけれども、審議会といったものもないので、スムーズにいくものではないかというお話が三浦市からも出ております。そういったことで、安定経営、良質管理、継続、各種施設の新設、改善、危険、違法箇所のは正を達成するまで、横浜市とか三浦市には新法人を指導監督するように、いわゆる新法人をきちっと監督責任がありますので、横浜市にも三浦市にもきちっと見ていってくださいということを決議したいと思っております。以上でございます。

澤田 ありがとうございました。それでは、ただ今の決議案についてご承認をいただきたいのですが。

(拍手)

澤田 ありがとうございます。質問は多分、他の件でもおありになると思います。先ほど申し上げましたように、受付の所で顧問弁護士の先生がたが対応されますのでよろしく願いいたします。

澤田 ホームページの紹介ということで。

澤田 尾崎副代表に、お願いを申し上げます。

尾崎 ホームページを担当しています、尾崎です。きょう、ホームページをここでお見せしようと思ったのですが、Wi-Fi スポットっていうのがあるのですが、残念ながらこの会場までは電波が届かないのです。それで、お見せできないので申し訳ないのですが、大体3カ月に1回ぐらいは更新して、ホットな情報をお伝えできるように努めています。できるだけ分かりやすく作っているつもりなのですが、ぜひご覧になって利用していただきたいと思います。

澤田 ありがとうございます。それでは、これで全ての議案が終わりましたので、まずは私、議長の任務を退かせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。

古屋 澤田様、議長のお役目お疲れさまでした。続いて、個別相談のご案内をいたします。受付をされましたホールに佐伯、黒澤、小花の3顧問弁護士が待機をしております。横浜霊園、三浦海岸墓地についての個別のご相談、あるいはご意見などのある方はお気軽にお声掛けください。 それでは、これを持ちまして第24回定期総会を終了させていただきます。不慣れな司会でしたが、ご協力ありがとうございました。先に申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症は各種制限がなくなり、マスク着用なども皆さま個人の判断となりましたが、ウイルスが消滅したわけではありません。会員の皆さまにおかれましては、引き続き感染予防の基本事項を守りながら、健やかにお過ごしくださることを祈念、申し上げます。お忘れ物のないよう、また、お気をつけてお帰りください。本日は総会のご出席ありがとうございました。